

特定地域における工業用機械等の特別償却の償却
 限度額の計算に関する付表（措法45①、68の27①、
 旧措法45、68の27）

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
----------------------	--------	-----	-----

特 別 償 却 の 種 類	1	45条第1項表()号() 旧45条第1項表()号()	45条第1項表()号() 旧45条第1項表()号()	45条第1項表()号() 旧45条第1項表()号()
事 業 の 種 類	2			
(機械・装置の耐用年数表の番号) 工 業 用 機 械 等 の 種 類 等	3	()	()	()
工 業 用 機 械 等 の 名 称	4			
資 産 の 用 途	5			
設置した工場、事業所等の名称	6			
同 上 の 所 在 地	7			
取 得 等 年 月 日	8	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・
事業の用に供した年月日	9	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・
購 入 先	10			
取 得 価 額	11	円	円	円
取得価額の合計額が10億円又は20億 円を超えることによる修正取得価額	12			
特 別 償 却 率	13	$\frac{\quad}{100}$	$\frac{\quad}{100}$	$\frac{\quad}{100}$
特 別 償 却 限 度 額 (11)又は(12) × (13)	14	円	円	円
償却・準備金方式の区分	15	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金
適	特定地域の指定等年月日	16	昭平 ・ ・	昭平 ・ ・
	特 定 地 域 の 名 称	17		
用	一の生産等設備を構成する工業 用機械等の取得価額の合計額	18	円	円
	一の生産等設備を構成する工業用 機械等のうち機械及び装置並びに 器具及び備品の取得価額の合計額	19		
要 件 等	新 設 又 は 増 設 の 区 分	20	新 設 ・ 増 設	新 設 ・ 増 設
	そ の 他 参 考 と な る 事 項	21		

特別償却の付表（十五） 平二十五・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

特別償却の付表（十五）の記載の仕方

- この付表（十五）は、青色申告法人が租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第45条第1項《特定地域における工業用機械等の特別償却》若しくは平成25年改正前の租税特別措置法（以下「平成25年旧措置法」といいます。）第45条《特定地域における工業用機械等の特別償却》の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて措置法第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が措置法第68条の27第1項《特定地域における工業用機械等の特別償却》若しくは平成25年旧措置法第68条の27《特定地域における工業用機械等の特別償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、工業用機械等の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。

ただし、青色申告法人又は連結法人が所有権移転外リース取引により取得した工業用機械等については、この制度の適用はありませんので、注意してください。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。
- 「特別償却の種類1」には、次に掲げる規定のいずれに係るものであるかの区分に応じ、該当条項を○で囲みます。なお、（ ）内には、該当号等を記載してください。
 - 措置法第45条第1項の表（以下「表」といいます。）の各号
 - 平成25年旧措置法第45条第1項の表（以下「平25旧表」といいます。）の各号
- 「事業の種類2」には、工業用機械等を事業の用に供する場合のその供される事業の種類を記載します。
- 「工業用機械等の種類等3」には、耐用年数省令別表に基づき、工業用機械等の種類、構造、細目等を記載します。また、その工業用機械等が機械及び装置である場合には、（ ）内に耐用年数省令別表第二の該当の番号を記載してください。
- 「工業用機械等の名称4」には、工業用機械等に該当する資産の名称を記載します。
- 「資産の用途5」には、例えば「工場用」、「車庫用」、「作業場用」、「展示場用」等の用途を記載します。
- 「設置した工場、事業所等の名称6」には、工業用機械等を設置した工場、事業所、作業場等の名称を記載します。
- 「取得価額11」には、工業用機械等の取得価額を記載します。

ただし、その工業用機械等につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理しているときは、その積立額（積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。
- 「取得価額の合計額が10億円又は20億円を超えることによる修正取得価額12」には、一の生産等設備を構成する工業用機械等の取得価額の合計額が10億円（表の第2号又は第3号の工業用機械等については、20億円）を超える場合に、「一の生産等設備を構成する工業用機械等の取得価額の合計額18」のうちに占める個々の工業用機械等の「取得価額11」の金額の割合を10億円又は20億円に乗じて計算した金額を記載します。
- 「特別償却率13」の分子には、工業用機械等の取得等の時期、表又は平25旧表の各号の区分及び資産の種類に応じ、その適用される特別償却率を記載します。
- 「特別償却限度額14」は、次の区分に応じ、それぞれ次の算式により計算します。
 - (12)欄の記載がある場合…(12)×(13)
 - (1)以外の場合…(11)×(13)
- 「償却・準備金方式の区分15」は、その工業用機械等につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。
- 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。
 - 「特定地域の指定等年月日16」には、表又は平25旧表の各号の区分に応じ、次の年月日を記載します（表又は平25旧表の第4号に該当する場合には記載を要しません。）。
 - 平25旧表の第1号イ…半島振興対策実施地域の公示の年月日又は半島振興対策実施地域のうち過疎地域に類する地区として指定された年月日
 - 表の第1号イ又は平25旧表の第1号ロ…過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域の公示の年月日
 - 平25旧表の第1号ハ…離島振興対策実施地域の公示の年月日又は離島振興対策実施地域若しくは奄美群島のうち過疎地域に類する地区として指定された年月日
 - 表の第1号ロ又は平25旧表の第1号ニ…振興山村の公示の年月日
 - 表又は平25旧表の第2号…産業高度化・事業革新促進計画の提出があった年月日
 - 表又は平25旧表の第3号…国際物流拠点産業集積地域として指定等をされた年月日
 - 「特定地域の名称17」には、例えば「孀恋村」、「東秩父村」等のように特定地域の名称を記載します。
 - 「一の生産等設備を構成する工業用機械等の取得価額の合計額18」には、工業用機械等で一の事業計画により取得等をしたものの取得価額の合計額を記載します。
 - 「一の生産等設備を構成する工業用機械等のうち機械及び装置並びに器具及び備品の取得価額の合計額19」には、表又は平25旧表の第2号の第3欄に掲げる機械及び装置並びに器具及び備品で一の事業計画により取得等をしたものの取得価額の合計額を記載します。
 - 「新設又は増設の区分20」は、工業用機械等を新設又は増設したかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。
 - 「その他参考となる事項21」には、その資産が工業用機械等に該当する旨等参考となる事項を記載してください。